越前市 の 会計 に おけ る健全化判断基準等 の適用範囲

—— 		一般会計			実質
船名言等	Σ <u>Σ</u> ↓	机人斗竺一目	ᄛᆂᄁᄹᆂᄜᄼᆖᅼ	霊園事業	実質赤字比率
= 等	 	一般会計寺に	属する特別会計	ガス事業清算	比 率
				国民健康保険	
公営事業会計) 全			老人保健	
			の特別会計のうち 別会計以外の会計	駐車場	~
	\ +			介護保険	
				後期高齢者医療	~
			计连田 泰 张	水道事業	資金
			法適用企業	工業用水道事業	資金不足比率
	公営	公営企業に係る会計		簡易水道事業	比率
	公営企業会計	(地方公営企業法を 適用する事業又は地		下水道事業	(会 計
	会 計	方財政法施行令第3 7条の事業)	法非適用企業	農業集落排水事業	ື່: ໄ
				林業集落排水事業	(会計ごとに算定
				今立工業団地事業	定

実質赤字比率 実質公債費比率 実質公債費比率 実質公債費比率

一部事務組合·広域連合

土地開発公社・第3セクター等